

令04原機(サ保)144
令和5年3月22日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正 範 (公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に
基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃
料物質使用施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

核燃料物質使用施設保安規定の変更

変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。

なお、変更の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) 第Ⅰ編 第5条（職務）第13項において、研究開発第1課長の職務に、1F燃料デブリの分析に係る業務を追加する。
- (2) 第Ⅰ編 第Ⅰ-2-(19)図 プルトニウム燃料第二開発室管理区域において、一部工程室の名称を変更する。
- (3) 第Ⅰ編 第Ⅰ-8-(7)表 放射線管理用機器（プルトニウム燃料第二、第三開発室）のプルトニウム燃料第二開発室のうち、 α 線用空気モニタの測定器台数を変更する。
- (4) 第Ⅱ編 第4条（使用の制限）第12項に、1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを追加する。
- (5) 第Ⅱ編 第8条（貯蔵の制限）第5項に、1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを追加する。
- (6) 第Ⅱ編 第Ⅱ-1-(1)-イ表 核燃料物質の取扱制限（CPF）において、1F燃料デブリの取扱制限を追加するとともに、燃料ピン以外の核燃料物質（1F燃料デブリを含む。）についての運用方法を変更する。また、1F燃料デブリの使用時の取扱方法に係る注釈を追加する。
- (7) 第Ⅱ編 第Ⅱ-1-(1)-ロ表 CPFにおける核燃料物質の主要核種組成に係る制限値において、1F燃料デブリの主要核種組成に係る制限値を追加する。
- (8) 第Ⅱ編 第Ⅱ-2-(2)表 CPFの最大貯蔵能力において、1F燃料デブリに係る最大貯蔵能力を追加するとともに、燃料ピン以外の核燃料物質（1F燃料デブリを含む。）についての運用方法を変更する。また、1F燃料デブリの貯蔵時の取扱方法に係る注釈を追加する。
- (9) 第Ⅲ編 第12条の2（使用を終了し維持管理中の設備の管理）にガスクロマトグラフの記載を追加する。
- (10) 第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における臨界管理ユニットごとの制限量（その1）の臨界管理ユニットG115のグローブボックス等番号に可搬型中性子線非破壊測定装置を追加する。
- (11) 第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量（貯蔵庫等）において、低富化MOXに係る注釈の記載を変更する。
- (12) 第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界

管理ユニットごとの制限量(回収設備)から臨界管理ユニット D001、D003、D005、D007、D009、D011、D013 及び D015 に係る記載を削除し、第Ⅲ-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(その他の工程等)へ当該記載を追加する。

- (13) 第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(品質管理工程)から臨界管理ユニット C012 及び C013 に係る記載を削除し、第Ⅲ-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(その他の工程等)へ当該記載を追加する。
- (14) 第Ⅲ編 第Ⅲ-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における臨界管理ユニットごとの制限量(その他の工程等)から臨界管理ユニット W004、W005 及び W006 に係る記載を削除する。
- (15) 第Ⅲ編 第Ⅲ-4-(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力の記載を変更する。
- (16) 記載の適正化を図る。

2. 変更の理由

- (1) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、研究開発第1課長の職務に1F燃料デブリの分析に係る業務を追加するため。
- (2) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、固体廃棄施設を増設するため。
- (3) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、 α 線用空気モニタの一部を撤去するため。
- (4) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを明確化するため。
- (5) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを明確化するため。
- (6) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、1F燃料デブリの取扱制限量を追加するとともに、燃料ピン以外の核燃料物質(1F燃料デブリを含む)についての運用方法を変更するため。また、1F燃料デブリの施設の受入れ時の取扱い及び1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを明確化するため。
- (7) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、1F燃料デブリの主要核種組成に係る制限値を追加するため。
- (8) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、1F燃料デブリに係る最大貯蔵能力を追加するため。また、1F燃料デブリの施設の受入れ時の取扱い及び1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを明確化するため。
- (9) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、ガスクロマトグラフを維持管理中の設備として管理するため。

- (10) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、核燃料物質を可搬型中性子線非破壊測定装置で取り扱うため。
- (11) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、ウラン濃縮度が5.0%以下までの核燃料物質を取り扱うため。
- (12) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、回収設備の一部を解体・撤去する設備とするため。
- (13) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、品質管理工程設備の一部を解体・撤去する設備とするため。
- (14) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、解体・撤去が完了したグローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1及びW-6-2に係る記載を削除するため。
- (15) 核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、プルトニウム燃料第二開発室の固体廃棄施設を増設するため。
- (16) 記載の適正化を図るため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。ただし、変更後の第Ⅲ-1-(5)表及び第Ⅲ-4-(2)表については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の2第3項に基づき、原子力規制委員会の確認を受けた後に施行する。

以 上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

令和5年3月

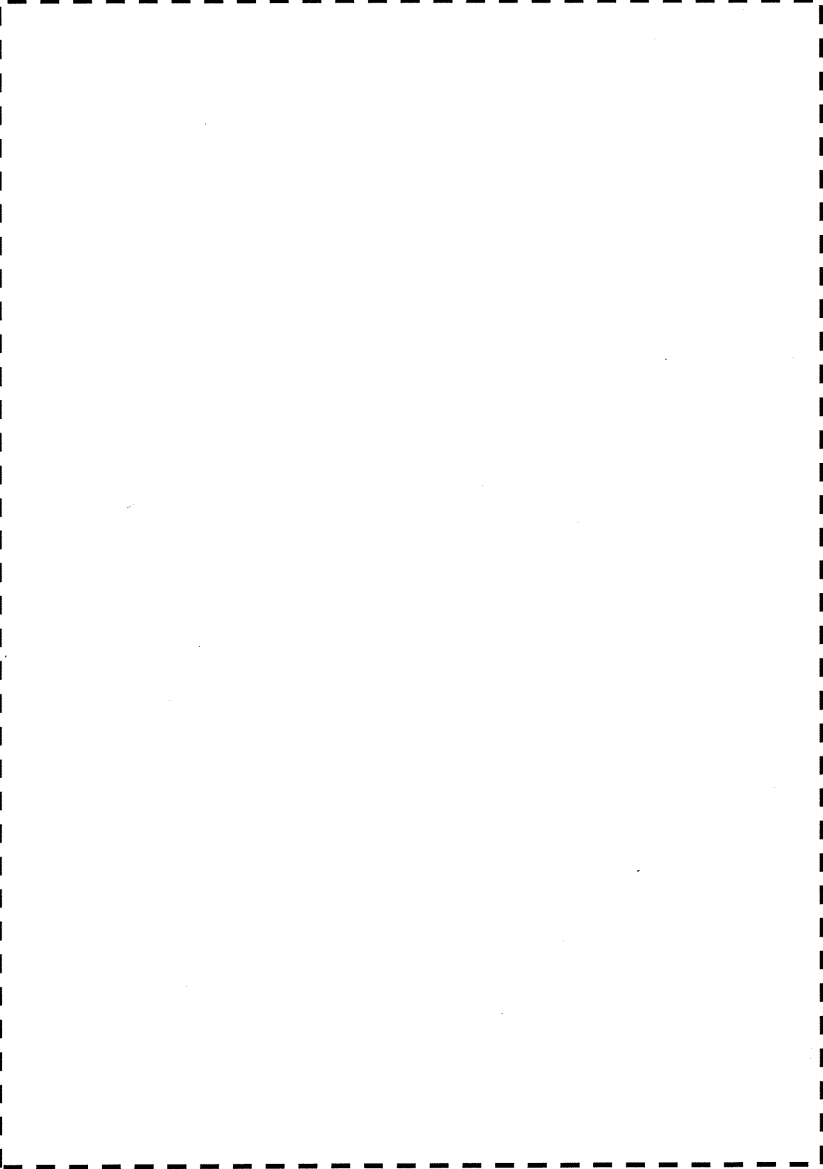
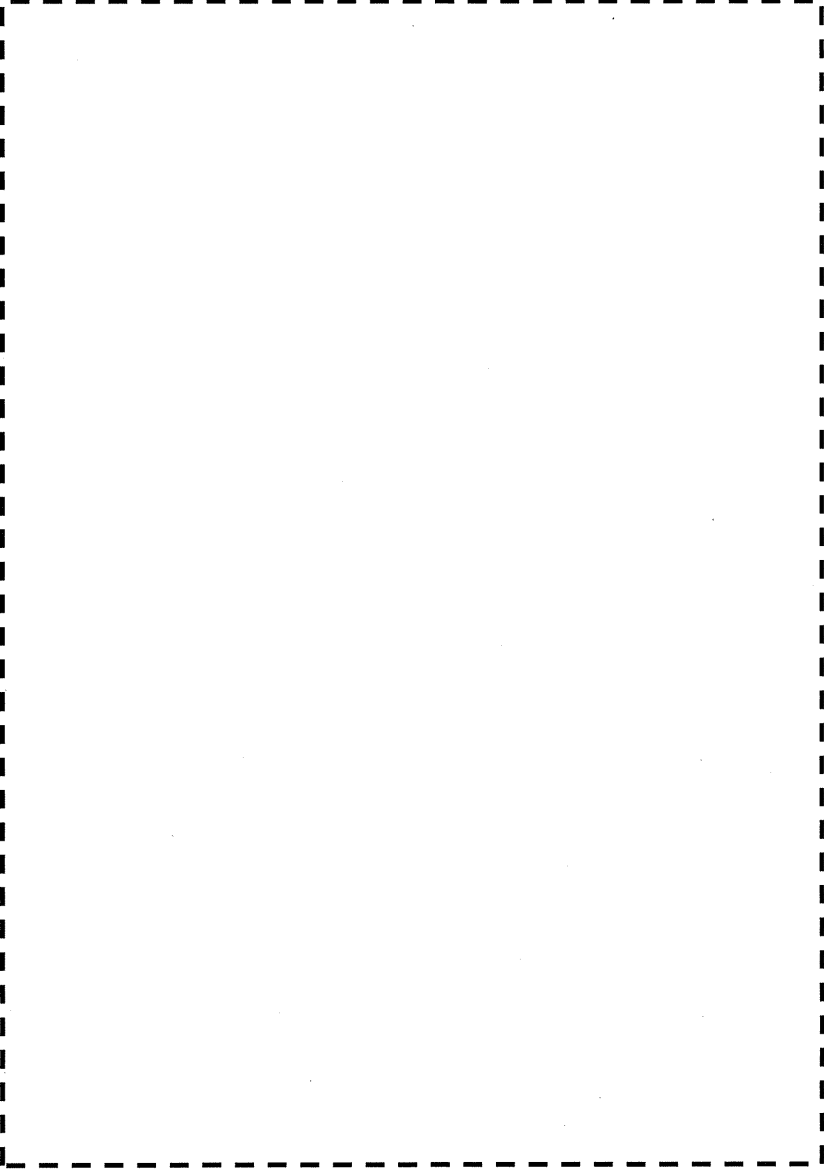
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第2章第4条 （省略）</p> <p>第2章 組織及び職務</p> <p>（職 務）</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>(4)の2 安全管理部長は、使用施設等の品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(4)の3 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第9号から第11号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開</p>	<p>第I編 共通編（総則及び放射線管理）</p> <p>第1章第1条～第2章第4条 （変更なし）</p> <p>第2章 組織及び職務</p> <p>（職 務）</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等の保安に係る業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括本部担当理事、研究所においては研究所担当理事とする。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括本部長は、安全・核セキュリティ統括本部担当理事とし、その職務を誠実に遂行する。同本部長は、理事長を補佐し、次号に規定する本部としての指導、支援活動及び機構内の総合調整を統理する。また、保安上必要な場合は、理事長への意見具申及び理事長指示に基づく必要な措置を講ずる。</p> <p>(4)の2 安全管理部長は、使用施設等の品質マネジメント活動に関して行う指導、支援及び機構内の総合調整の業務、本部の品質マネジメント活動に係る業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(4)の3 契約部長は、本部における使用施設等の保安に係る調達業務を行う。</p> <p>(5) 研究所担当理事は、理事長を補佐し、使用施設等の保安に係る業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、使用施設等の保安に係る業務を統括する。</p> <p>(7) 環境技術開発センター長は、環境技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(8) 廃止措置技術部長は、環境・計画管理課長、環境保全課長及び廃止措置技術課長を指揮し、第9号から第11号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(9) 環境・計画管理課長は、環境技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務並びに周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務を行うとともに、この規定の制定及び改廃の調整に係る業務のうち、環境技術開</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理、廃油の詰替え及び廃止措置技術部所掌施設における管理区域解除のための汚染検査等の施設の廃止に向けた措置に係る業務を行うとともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に関し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。</p> <p>(17) 技術部長は、プル・計画管理課長、品質保証課長、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第21号に掲げる保安上の業務を統括する。</p>	<p>発センターにおける調整業務を行う。</p> <p>(10) 環境保全課長は、ウラン廃棄物廃棄施設におけるウラン系廃棄物の処理及び保管に係る業務を行うとともに、ウラン廃棄物廃棄施設の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行うほか、廃水処理室の設備の撤去に係る業務を行う。</p> <p>(11) 廃止措置技術課長は、第2ウラン貯蔵庫における核燃料物質の貯蔵に係る業務、J棟における六ふっ化ウランの詰替え、遠心分離機の解体・除染、ウラン系液体廃棄物の処理技術開発、廃水の処理、廃油の詰替え及び廃止措置技術部所掌施設における管理区域解除のための汚染検査等の施設の廃止に向けた措置に係る業務を行うとともに、J棟及び第2ウラン貯蔵庫の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(12) 再処理技術開発試験部長は、研究開発第1課長及び研究開発第2課長を指揮し、第13号及び第14号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(13) 研究開発第1課長は、CPFにおける再処理技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「再処理試験等」という。）に係る業務、高レベル放射性廃液の処理・処分技術開発試験及び当該試験に用いる装置等を使用した核燃料サイクル技術に関連する基礎試験（以下「固化試験等」という。）に係る業務、<u>福島第一原子力発電所内で採取した1F燃料デブリ（溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレットをいう。以下同じ。）の分析に係る業務</u>並びに液体廃棄物及び固体廃棄物の管理に係る業務を行うとともに、CPFの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第1課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(14) 研究開発第2課長は、B棟における核燃料の製造技術に関する核燃料物質等の分析に係る業務、液体廃棄物及び固体廃棄物の処理に係る業務並びにプルトニウム燃料第一開発室におけるパルスコラム設備の管理に係る業務を行うとともに、B棟の給排気設備、給排水設備、電気設備及び消火設備の運転並びに管理に係る業務（ただし、運転課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(15) プルトニウム燃料技術開発センター長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る保安上の業務を統括する。</p> <p>(16) 当直長は、プルトニウム燃料技術開発センター長の命を受け、休日及び夜間のプルトニウム燃料技術開発センターの保安に関し、異常発生時の応急措置対応及び通報に係る業務を行うほか、平日の直業務においては、担当部課長及びリーダーと連携を図り、異常発生時の応急措置対応を行う。</p> <p>(17) 技術部長は、プル・計画管理課長、品質保証課長、核物質管理課長及び品質管理課長を指揮し、第18号から第21号に掲げる保安上の業務を統括する。</p>	<p>第5条第1項第13号 ・核燃料物質使用変更許可 (令和5年2月6日付原規規 発第2302066号)に基づき、 1F燃料デブリの分析に係る 業務を追加するため。</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(18) プル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援・調整業務及びプルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務を行うとともに、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(19) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(20) 核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの計量管理並びにプルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、環境技術開発課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(21) 品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。</p> <p>(22) 燃料技術部長は、処理技術課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、第23号から第25号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(23) 処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程及び加工組立工程に係る設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行うとともに、これらの工程に係る核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うほか、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</p> <p>(24) 燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。</p> <p>(25) 設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。</p> <p>(26) 環境プラント技術部長は、環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及びプラント保全課長を指揮し、プルトニウム燃料技術開発センターにおける第27号から第29号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(27) 環境技術開発課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、処理技術課長の所掌するものを除く。）を行うとともに、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらの処理に関する技術開発に係る業務を行う。</p> <p>(28) 廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。</p> <p>(29) プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行う。</p>	<p>(18) プル・計画管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターに係る技術開発の支援・調整業務及びプルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務を行うとともに、第45条に定める非常事態の措置に係る通報連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(19) 品質保証課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの保安に関する調整業務、第11条の2に定める独立検査に関する業務及び保安管理（放射線管理を除く。）の支援・推進、保安に関する業務のうち、他の課長及びリーダーの所掌に属さない業務並びにプルトニウム燃料の検査に係る調整業務（ただし、品質管理課長の所掌するものは除く。）を行う。</p> <p>(20) 核物質管理課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの計量管理並びにプルトニウム燃料技術開発センター及び周辺監視区域外における核燃料物質等の運搬に係る業務（ただし、環境技術開発課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(21) 品質管理課長は、プルトニウム燃料の検査、分析及び物性測定並びにこれらに関する試験に係る業務を行う。</p> <p>(22) 燃料技術部長は、処理技術課長、燃料技術開発課長及び設計解析課長を指揮し、第23号から第25号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(23) 処理技術課長は、プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程及び加工組立工程に係る設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新に係る業務を行うとともに、これらの工程に係る核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うほか、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。</p> <p>(24) 燃料技術開発課長は、プルトニウム燃料の製造技術、分析技術、測定技術、湿式回収技術及び製造設備の開発並びに照射試験用プルトニウム燃料の製作に係る業務を行う。</p> <p>(25) 設計解析課長は、プルトニウム燃料施設の安全性の評価に係る業務を行う。</p> <p>(26) 環境プラント技術部長は、環境技術開発課長、廃止措置技術開発課長及びプラント保全課長を指揮し、プルトニウム燃料技術開発センターにおける第27号から第29号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(27) 環境技術開発課長は、プルトニウム燃料技術開発センターにおけるプルトニウム系廃棄物の保管、運搬に係る業務及び核燃料物質付着物の管理に係る業務（ただし、処理技術課長の所掌するものを除く。）を行うとともに、プルトニウム系廃棄物の処理及び液体廃棄物の処理並びにこれらの処理に関する技術開発に係る業務を行う。</p> <p>(28) 廃止措置技術開発課長は、残存核燃料物質の処理、核燃料物質付着物の処理技術開発及びプルトニウム系設備解体技術開発に係る業務を行う。</p> <p>(29) プラント保全課長は、プルトニウム燃料技術開発センターの給排気設備、給排水設備、電気設備、警報設備及び消火設備の管理並びにこれらに関する技術開発に係る業務を行う。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第 1 課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(30) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、第 31 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(31) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。</p> <p>(32) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 1 課長を指揮し、第 33 号から第 35 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(33) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(34) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(35) 放射線管理第 1 課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(36) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、第 37 号から第 39 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(37) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(38) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(39) 施設安全課長は、品質マネジメント活動、安全文化の育成活動及び法令等の遵守活動の調整に係る業務並びにこの規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</p> <p>(40) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、第 41 号及び第 42 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(41) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(42) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、品質マネジメントの考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p> <p>第 2 章第 6 条～第 12 章第 52 条 (省略)</p> <p>(関連図表) 第 I - 1 図～第 I - 2 - (17) (省略)</p>	<p>る業務（ただし、運転課長及び放射線管理第 1 課長の所掌するものを除く。）を行う。</p> <p>(30) 基盤技術研究開発部長は、核種移行研究グループリーダーを指揮し、第 31 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(31) 核種移行研究グループリーダーは、プルトニウム燃料第一開発室における放射性廃棄物の処分技術の開発に係る業務を行う。</p> <p>(32) 放射線管理部長は、線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 1 課長を指揮し、第 33 号から第 35 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(33) 線量計測課長は、従業員の線量の測定、評価及び放射線管理用機器の保守、校正並びに放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(34) 環境監視課長は、周辺監視区域及びその境界の空間ガンマ線並びに排水中の放射性物質の濃度の測定、監視に係る業務を行う。</p> <p>(35) 放射線管理第 1 課長は、使用施設等の放射線管理に係る業務を行う。</p> <p>(36) 保安管理部長は、安全対策課長、危機管理課長及び施設安全課長を指揮し、第 37 号から第 39 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(37) 安全対策課長は、保安教育に係る基本的事項の策定に関する業務及び保安管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(38) 危機管理課長は、周辺監視区域の維持管理に係る業務を行うとともに、非常事態の第一報に係る研究所連絡責任者としての業務を行う。</p> <p>(39) 施設安全課長は、品質マネジメント活動、安全文化の育成活動及び法令等の遵守活動の調整に係る業務並びにこの規定の制定及び改廃の調整に係る業務を行う。</p> <p>(40) 工務技術部長は、運転課長及び管理課長を指揮し、第 41 号及び第 42 号に掲げる保安上の業務を統括する。</p> <p>(41) 運転課長は、使用施設等の受変電設備、非常用電源設備、蒸気設備及び給排水設備の運転並びに保守に係る業務を行う。</p> <p>(42) 管理課長は、工務技術部に係る保安上の業務の調整を行う。</p> <p>2. 前項に掲げる各職位は、品質マネジメントの考え方のもとその所掌する保安上の業務を行う。</p> <p>第 2 章第 6 条～第 12 章第 52 条 (変更なし)</p> <p>(関連図表) 第 I - 1 図～第 I - 2 - (17) (変更なし)</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
 <p data-bbox="309 1417 734 1439">第1-2-(18)図 ウラン貯蔵庫管理区域</p>	 <p data-bbox="1211 1417 1637 1439">第1-2-(18)図 ウラン貯蔵庫管理区域</p>	<p data-bbox="1899 252 2168 306">・記載の適正化(管理区域範囲の現物との整合)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第1-2-(19)図 プルトニウム燃料第二開発室管理区域</p>	<p style="text-align: center;">第1-2-(19)図 プルトニウム燃料第二開発室管理区域</p>	<p>・核燃料物質使用変更許可 (令和5年2月6日付原規規 発第2302066号)に基づき、 固体廃棄施設を増設するた め。 (工程室名称の変更)</p>

変 更 前	変 更 後	変更理由
<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 5px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">第1-2-(20)図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(1)</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 5px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">第1-2-(20)図 プルトニウム燃料第三開発室管理区域(1)</p>	<p>・記載の適正化（現物との整合及び扉の記載追加）</p>

変更前						変更後						変更理由
第I-2-(21)図～第I-3図 (省略)						第I-2-(21)図～第I-3図 (変更なし)						・核燃料物質使用変更許可 (令和5年2月6日付原規規 発第2302066号)に基づき、 α線用空気モニタの一部を 撤去するため。
第I-1-(1)表～第I-8-(6)表 (省略)						第I-1-(1)表～第I-8-(6)表 (変更なし)						
第I-8-(7)表 放射線管理用機器 (プルトニウム燃料第二、第三開発室) (抜粋)						第I-8-(7)表 放射線管理用機器 (プルトニウム燃料第二、第三開発室) (抜粋)						
施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	使用方法	施設名	分類	放射線管理用機器名	測定線種	測定器台数	使用方法	
プルトニウム燃料第二開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	15以上	管理区域内の空气中放射性物質を採取・測定する。	プルトニウム燃料第二開発室	定置式モニタ類	α線用空気モニタ	α	14以上	管理区域内の空气中放射性物質を採取・測定する。	
		排気モニタ	α	2	排気中の放射性物質を採取・測定する。			排気モニタ	α	2	排気中の放射性物質を採取・測定する。	
		γ線用エリアモニタ	γ	1以上	管理区域内の線量率を測定する。			γ線用エリアモニタ	γ	1以上	管理区域内の線量率を測定する。	
		中性子線用エリアモニタ	n	1以上				中性子線用エリアモニタ	n	1以上		
		臨界警報装置	γ	6	臨界事故の発生を監視する。			臨界警報装置	γ	6	臨界事故の発生を監視する。	
	手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	14以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。	手足等のモニタ類	α線用退出モニタ	α	14以上	管理区域等退出時の表面密度を測定する。		
	サーベイタ類	α線用サーベイメータ	α	70以上	表面密度を測定する。	サーベイタ類	α線用サーベイメータ	α	70以上	表面密度を測定する。		
		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率、表面密度を測定する。		β線用サーベイメータ	β・γ	2以上	線量率、表面密度を測定する。		
		γ線用サーベイメータ	β・γ	8以上			γ線用サーベイメータ	β・γ	8以上			
		中性子線用サーベイメータ	n	1以上	線量率を測定する。		中性子線用サーベイメータ	n	1以上	線量率を測定する。		
	放射能測定装置類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能を測定する。	放射能測定装置類	α線用放射能測定装置	α	1以上	各種試料の放射能を測定する。		
		α線用核種分析装置	α	1以上			α線用核種分析装置	α	1以上			
	第I-8-(8)表～第I-12表 (省略)						第I-8-(8)表～第I-12表 (変更なし)					

変更前	変更後	変更理由
<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第2章第3条 (省略)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第4条 核燃料管理者は、B棟及びCPFの密封されていない核燃料物質等をセル、グローブボックス等以外で取り扱ってはならない。ただし、汚染拡大防止の措置が施された場合又は再処理技術開発試験部長が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、CPFの核燃料物質等をセル及びグローブボックスのバッグポート、気送管設備等の定められた出入口以外の出入口から搬出又は搬入してはならない。ただし、再処理技術開発試験部長が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 研究開発第1課長及び環境・計画管理課長は、他施設からCPFへの核燃料物質の受入れ及びCPF内にあって取扱制限量を定めている取扱場所間の移動の都度、核燃料物質の量が臨界管理上安全であることを確認するとともに、実際の移動に当たっては、環境・計画管理課長による立会いを行わなければならない(ただし、立会いは分析サンプルの移動及び気送管設備による試料の搬送を除く。)</p> <p>4. 研究開発第1課長及び環境・計画管理課長は、他施設からCPFへ核燃料物質を受け入れる際、又はプルトニウム貯蔵庫からセル若しくはグローブボックスへ核燃料物質を移動する際は、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。ただし、被覆管又は金属製容器に封入され、セル又はグローブボックスで開封しない核燃料物質を移動する場合を除く。</p> <p>(1) 受入れ又は移動する核燃料物質の組成を用いて、第Ⅱ-1-(I)-ロ表に従い求めた値(D)が同表に示す制限値(S)以下であること。ただし、プルトニウムの含有量が20mg以下の核燃料物質、放射性物質、プルトニウムが含まれない未照射ウラン、又は軽水炉燃料再処理廃液を受入れ、又は移動する場合を除く。</p> <p>(2) 受入れ又は移動する核燃料物質、ピン貯蔵ピットに保管中の使用済燃料及び照射済燃料ピン、セル及びグローブボックス内の核燃料物質、高レベル廃液貯槽内の廃液並びに廃溶媒貯槽内の廃溶媒に含まれる²⁴¹Am合計量及び²⁴⁴Cm合計量が、それぞれ第Ⅱ-1-(I)-ハ表に示す制限値以下であること。</p> <p>5. 研究開発第1課長及び環境・計画管理課長は、CPF内にあって取扱制限量を定めている取扱場所間の移動の際は、被覆管又は金属製容器に封入されていない状態の核燃料物質が第Ⅱ-1-(I)-イ表(注1)に示すプルトニウム取扱制限値以下であることを確認しなければならない。</p> <p>6. 研究開発第1課長は、CPFにおいて、第Ⅱ-1-(I)-イ表(注1)に示すプルトニウム取扱制限値を超える核燃料物質については、被覆管又は金属製容器に封入しておかなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第Ⅱ編 環境技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第2章第3条 (変更なし)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第4条 核燃料管理者は、B棟及びCPFの密封されていない核燃料物質等をセル、グローブボックス等以外で取り扱ってはならない。ただし、汚染拡大防止の措置が施された場合又は再処理技術開発試験部長が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>2. 研究開発第1課長は、CPFの核燃料物質等をセル及びグローブボックスのバッグポート、気送管設備等の定められた出入口以外の出入口から搬出又は搬入してはならない。ただし、再処理技術開発試験部長が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>3. 研究開発第1課長及び環境・計画管理課長は、他施設からCPFへの核燃料物質の受入れ及びCPF内にあって取扱制限量を定めている取扱場所間の移動の都度、核燃料物質の量が臨界管理上安全であることを確認するとともに、実際の移動に当たっては、環境・計画管理課長による立会いを行わなければならない(ただし、立会いは分析サンプルの移動及び気送管設備による試料の搬送を除く。)</p> <p>4. 研究開発第1課長及び環境・計画管理課長は、他施設からCPFへ核燃料物質を受け入れる際、又はプルトニウム貯蔵庫からセル若しくはグローブボックスへ核燃料物質を移動する際は、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。ただし、被覆管又は金属製容器に封入され、セル又はグローブボックスで開封しない核燃料物質を移動する場合を除く。</p> <p>(1) 受入れ又は移動する核燃料物質の組成を用いて、第Ⅱ-1-(I)-ロ表に従い求めた値(D)が同表に示す制限値(S)以下であること。ただし、プルトニウムの含有量が20mg以下の核燃料物質、放射性物質、プルトニウムが含まれない未照射ウラン、又は軽水炉燃料再処理廃液を受入れ、又は移動する場合を除く。</p> <p>(2) 受入れ又は移動する核燃料物質、ピン貯蔵ピットに保管中の使用済燃料及び照射済燃料ピン、セル及びグローブボックス内の核燃料物質、高レベル廃液貯槽内の廃液並びに廃溶媒貯槽内の廃溶媒に含まれる²⁴¹Am合計量及び²⁴⁴Cm合計量が、それぞれ第Ⅱ-1-(I)-ハ表に示す制限値以下であること。</p> <p>5. 研究開発第1課長及び環境・計画管理課長は、CPF内にあって取扱制限量を定めている取扱場所間の移動の際は、被覆管又は金属製容器に封入されていない状態の核燃料物質が第Ⅱ-1-(I)-イ表(注1)に示すプルトニウム取扱制限値以下であることを確認しなければならない。</p> <p>6. 研究開発第1課長は、CPFにおいて、第Ⅱ-1-(I)-イ表(注1)に示すプルトニウム取扱制限値を超える核燃料物質については、被覆管又は金属製容器に封入しておかなければならない。</p>	

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>7. 研究開発第1課長は、CPFの天井ポートの専用のハンドル及び遮蔽扉の鍵を管理しなければならない。</p> <p>8. 核燃料管理者は、第II-1-(1)ーイ及び第II-1-(3)表に掲げるCPF及びB棟の核燃料物質の取扱制限量を超えて取り扱ってはならない。</p> <p>9. 廃止措置技術課長は、J棟において密封されていない核燃料物質を気密設備以外で取り扱ってはならない。ただし、汚染拡大防止の措置が施された場合又は廃止措置技術部長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>10. J棟の放射線業務従事者は、廃止措置技術課長の許可なく気密設備を操作してはならない。</p> <p>11. J棟の核燃料管理者は、J棟内の六ふっ化ウランを除くウラン化合物の最大存在量を50kgU以下に管理しなければならない。また、六ふっ化ウランを使用する場合は水蒸気改質処理試験装置を運転してはならない。</p> <p>第2章第5条～第2章第7条 (省略)</p> <p>(貯蔵の制限)</p> <p>第8条 環境センター内各部長は、第II-2表に掲げる最大貯蔵能力を超えて貯蔵させてはならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、貯蔵施設の入口付近に、第II-2表に掲げる最大貯蔵能力を表示するとともに、同表の貯蔵設備に、最大貯蔵能力を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3. 研究開発第1課長は、CPFのセル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)で貯蔵する核燃料物質の容器には、液体が漏れにくい又はこぼれにくいステンレス鋼等の金属容器を用いなければならない。</p> <p>4. B棟、CPF及び第2ウラン貯蔵庫の核燃料管理者は、貯蔵室、貯蔵庫等を施錠管理しなければならない。</p> <p>第2章第9条～第5章第40条 (省略)</p>	<p>7. 研究開発第1課長は、CPFの天井ポートの専用のハンドル及び遮蔽扉の鍵を管理しなければならない。</p> <p>8. 核燃料管理者は、第II-1-(1)ーイ及び第II-1-(3)表に掲げるCPF及びB棟の核燃料物質の取扱制限量を超えて取り扱ってはならない。</p> <p>9. 廃止措置技術課長は、J棟において密封されていない核燃料物質を気密設備以外で取り扱ってはならない。ただし、汚染拡大防止の措置が施された場合又は廃止措置技術部長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>10. J棟の放射線業務従事者は、廃止措置技術課長の許可なく気密設備を操作してはならない。</p> <p>11. J棟の核燃料管理者は、J棟内の六ふっ化ウランを除くウラン化合物の最大存在量を50kgU以下に管理しなければならない。また、六ふっ化ウランを使用する場合は水蒸気改質処理試験装置を運転してはならない。</p> <p><u>12. 研究開発第1課長は、1F燃料デブリを取り扱う場合、延焼防止対策として金属等の不燃性容器内で取り扱わなければならない。</u></p> <p>第2章第5条～第2章第7条 (変更なし)</p> <p>(貯蔵の制限)</p> <p>第8条 環境センター内各部長は、第II-2表に掲げる最大貯蔵能力を超えて貯蔵させてはならない。</p> <p>2. 核燃料管理者は、貯蔵施設の入口付近に、第II-2表に掲げる最大貯蔵能力を表示するとともに、同表の貯蔵設備に、最大貯蔵能力を超えて貯蔵してはならない。</p> <p>3. 研究開発第1課長は、CPFのセル内貯蔵施設(1)及びセル内貯蔵施設(2)で貯蔵する核燃料物質の容器には、液体が漏れにくい又はこぼれにくいステンレス鋼等の金属容器を用いなければならない。</p> <p>4. B棟、CPF及び第2ウラン貯蔵庫の核燃料管理者は、貯蔵室、貯蔵庫等を施錠管理しなければならない。</p> <p><u>5. 研究開発第1課長は、1F燃料デブリを取り扱う場合、延焼防止対策として金属等の不燃性容器内で取り扱わなければならない。</u></p> <p>第2章第9条～第5章第40条 (変更なし)</p>	<p>第4条</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付原規規発2302066号)に基づき、1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを明確化するため。</p> <p>第8条</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付原規規発2302066号)に基づき、1F燃料デブリを不燃性容器内で取り扱うことを明確化するため。</p>

変更前			変更後			変更理由
第II-1-(1)-イ表 核燃料物質の取扱制限量 (CPF)			第II-1-(1)-イ表 核燃料物質の取扱制限量 (CPF)			<p>・核燃料物質使用変更許可 (令和5年2月6日付原規規発2302066号) に基づき、1F燃料デブリの取扱制限量を追加するため。</p> <p>・核燃料物質使用変更許可 (令和5年2月6日付原規規発2302066号) に基づき、燃料ピン以外の核燃料物質について運用方法を変更したため。</p>
No.	取扱場所	取扱制限量 (注1)	No.	取扱場所	取扱制限量 (注1)	
1	CA-1 セル	①燃料ピンの場合 (注2) 81本 ②燃料ピン被覆管に封入されていない燃料 (③を除く) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ③軽水炉及び「ふげん」の燃料 10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ただし、①、②、③は同時に取り扱わない。	1	CA-1 セル	①燃料ピンの場合 (注2) 81本 ②燃料ピン被覆管に封入されていない燃料 (③を除く) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ③軽水炉及び「ふげん」の燃料 10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ただし、①、②、③は同時に取り扱わない。	
2	CA-2 セル	①燃料ピンの場合 (注2) 81本 ②燃料ピン被覆管に封入されていない燃料 (③を除く) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ③軽水炉及び「ふげん」の燃料 10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ただし、①、②、③は同時に取り扱わない。	2	CA-2 セル	①燃料ピンの場合 (注2) 81本 ②燃料ピン被覆管に封入されていない燃料 (③を除く) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ③軽水炉及び「ふげん」の燃料 10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ④1F燃料デブリ 1 g (Pu+U) (注3) ただし、①と他の燃料 (②、③及び④) は同時に取り扱わない。また、他の燃料 (②、③及び④) は合わせて220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) を超えない。	
3	ピン貯蔵ビット (CA-2 セル下部)	①燃料ピンの場合 (注2) 81本/基 ②不溶性残渣の場合 (注3) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) /基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料 (④を除く) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) /基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) /基 ただし、①、②、③、④は1基内に混在させない。	3	ピン貯蔵ビット (CA-2 セル下部)	①燃料ピンの場合 (注2) 81本/基 ②不溶性残渣の場合 (注4) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) /基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料 (④を除く) 220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) /基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) /基 ⑤1F燃料デブリ 1 g (Pu+U) /4基 (注3) ただし、①と他の燃料 (②、③、④及び⑤) は1基内に混在させない。また、他の燃料 (②、③、④及び⑤) は合わせて220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) を超えない。	
4	CA-3 セル	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ただし、軽水炉及び「ふげん」の燃料は10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	4	CA-3 セル	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ただし、 ・軽水炉及び「ふげん」の燃料は10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ・1F燃料デブリは1 g (Pu+U) (注3)	
5	CA-4 セル	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注4) ただし、軽水炉及び「ふげん」の燃料は10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	5	CA-4 セル	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注5) ただし、 ・軽水炉及び「ふげん」の燃料は10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ・1F燃料デブリは1 g (Pu+U) (注3)	
6	セル内貯蔵施設 (1)	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注4)	6	セル内貯蔵施設 (1)	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注5)	
7	CA-5 セル	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注5) ただし、軽水炉及び「ふげん」の燃料は10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	7	CA-5 セル	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注6) ただし、 ・軽水炉及び「ふげん」の燃料は10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ・1F燃料デブリは1 g (Pu+U) (注3)	
8	セル内貯蔵施設 (2)	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注5)	8	セル内貯蔵施設 (2)	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注6)	
9	CB-1、2、3、4、5 セル、物性評価セル及び固化体貯蔵ビット	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	9	CB-1、2、3、4、5 セル、物性評価セル及び固化体貯蔵ビット	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	
10	GA-2A、2B グローブボックス	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	10	GA-2A、2B グローブボックス	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu+U) (注3)	
11	GA-8A、8B、8C、8D グローブボックス	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	11	GA-8A、8B、8C、8D グローブボックス	220 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu+U) (注3)	
12	EPMA 付属セル	10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	12	EPMA 付属セル	10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)	
13	GA-1A、1B グローブボックス	50 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)				
14	GA-3A、3B グローブボックス	10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)				
15	GA-3E、3F、3G、3H グローブボックス	10 g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)				

変 更 前			変 更 後	変更理由
16	GA-3I、3J グローブボックス	10 g (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		・記載の適正化（表形式の見直し）
17	GA-6グローブボックス	10 g (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		
18	GA-7A、7B グローブボックス	50 g (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		
19	GA-9 グローブボックス	10 g (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		
20	GA-10 グローブボックス	10 g (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		
21	GB-3 グローブボックス	10 g (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		
22	HA-1Aフード	16 mg (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		
23	HA-1Bフード	16 mg (Pu + ²³³ U + ²³⁵ U)		

変更前			変更後			変更理由
No.	取扱場所	取扱制限量(注1)	No.	取扱場所	取扱制限量(注1)	
24	HB-1Aフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	13	GA-1A、1B グローブボックス	50 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	<p>・記載の適正化(表形式の見直し)</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付原規規発2302066号)に基づき、1F燃料デブリの取扱制限量を追加するため。</p>
25	HB-1Bフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	14	GA-3A、3B グローブボックス	10 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu + U) (注3)	
26	HB-2フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	15	GA-3E、3F、3G、3H グローブボックス	10 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu + U) (注3)	
27	HA-2Aフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	16	GA-3I、3J グローブボックス	10 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu + U) (注3)	
28	HA-2Bフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	17	GA-6グローブボックス	10 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu + U) (注3)	
29	HA-11フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	18	GA-7A、7B グローブボックス	50 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu + U) (注3)	
30	HA-12フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	19	GA-9 グローブボックス	10 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
31	HA-13フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	20	GA-10 グローブボックス	10 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U) ただし、1F燃料デブリは1 g (Pu + U) (注3)	
32	HA-14フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	21	GB-3グローブボックス	10 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
33	HA-15フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	22	HA-1Aフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
34	ウラン貯蔵庫(1基ごと)	350 g (²³⁵ U)	23	HA-1Bフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
35	プルトニウム貯蔵庫(1基ごと)	220 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	24	HB-1Aフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			25	HB-1Bフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			26	HB-2フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			27	HA-2Aフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			28	HA-2Bフード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			29	HA-11フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			30	HA-12フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			31	HA-13フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			32	HA-14フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			33	HA-15フード	16 mg (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	
			34	ウラン貯蔵庫(1基ごと)	350 g (²³⁵ U)	
			35	プルトニウム貯蔵庫(1基ごと)	220 g (Pu + ²³⁹ U + ²³⁵ U)	

(注1) 上記表の取扱制限量と併せて、以下に示す合計量以下に管理する。

No. 1~9の合計量：320 g(被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量)

No. 10~21の合計量：200 g(被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量)

(注2) 高速実験炉「常陽」の初期装荷用炉心燃料及び照射炉心燃料(特殊燃料を含む。。「常陽」の特殊燃料の場合は1本を2本相当として管理。

(注3) 不溶性残渣は、全量をプルトニウムとみなして管理。

(注4) CA-4セル、セル内貯蔵施設(1)との合計量とする。

(注5) CA-5セル、セル内貯蔵施設(2)との合計量とする。

(注1) 上記表の取扱制限量と併せて、以下に示す合計量以下に管理する。

No. 1~9の合計量：320 g(被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量)

No. 10~21の合計量：200 g(被覆管又は金属製容器に封入されていないプルトニウム量)

(注2) 高速実験炉「常陽」の初期装荷用炉心燃料及び照射炉心燃料(特殊燃料を含む。。「常陽」の特殊燃料の場合は1本を2本相当として管理。

(注3) 施設の受入れ時には、受入れ試料全体の重量(1Fで測定した重量)をプルトニウムとして取り扱う。
また、金属等の不燃容器内で取り扱う。

(注4) 不溶性残渣は、全量をプルトニウムとみなして管理。

(注5) CA-4セル、セル内貯蔵施設(1)との合計量とする。

(注6) CA-5セル、セル内貯蔵施設(2)との合計量とする。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																								
<p>第Ⅱ-1-(1)-ロ表 CPFにおける核燃料物質の主要核種組成に係る制限値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">D</td> <td>$D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Ce144} \times K_{Ce144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$</td> </tr> <tr> <td>制限値 (S)</td> <td>① 使用済燃料及び照射済燃料ビン：9.2×10⁸ ② ①以外（未照射MOXペレット等）：1.08×10⁹</td> </tr> <tr> <td>パラメータ</td> <td style="text-align: center;">定義</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu238}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²³⁸Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu239}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²³⁹Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu240}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴⁰Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu241}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴¹Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu242}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴²Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Ce144}</td> <td>Pu 1 gに含まれる¹⁴⁴Ce重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Am241}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴¹Am重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Cm242}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴²Cm重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Cm244}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴⁴Cm重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>係数</td> <td>①の場合 ②の場合</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu238}</td> <td>2.91×10¹⁰ 2.91×10¹⁰</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu239}</td> <td>1.15×10⁸ 1.15×10⁸</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu240}</td> <td>4.19×10⁸ 4.19×10⁸</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu241}</td> <td>3.43×10⁹ 3.43×10⁹</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu242}</td> <td>7.03×10⁶ 7.03×10⁶</td> </tr> <tr> <td>K_{Ce144}</td> <td>5.85×10⁸ 4.24×10⁹</td> </tr> <tr> <td>K_{Am241}</td> <td>7.36×10⁸ 5.33×10⁹</td> </tr> <tr> <td>K_{Cm242}</td> <td>8.79×10¹⁰ 6.37×10¹¹</td> </tr> <tr> <td>K_{Cm244}</td> <td>1.12×10¹⁰ 8.09×10¹⁰</td> </tr> </table>	D	$D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Ce144} \times K_{Ce144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$	制限値 (S)	① 使用済燃料及び照射済燃料ビン：9.2×10 ⁸ ② ①以外（未照射MOXペレット等）：1.08×10 ⁹	パラメータ	定義	X _{Pu238}	Pu 1 gに含まれる ²³⁸ Pu重量 (g)	X _{Pu239}	Pu 1 gに含まれる ²³⁹ Pu重量 (g)	X _{Pu240}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁰ Pu重量 (g)	X _{Pu241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Pu重量 (g)	X _{Pu242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Pu重量 (g)	X _{Ce144}	Pu 1 gに含まれる ¹⁴⁴ Ce重量 (g)	X _{Am241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Am重量 (g)	X _{Cm242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Cm重量 (g)	X _{Cm244}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁴ Cm重量 (g)	係数	①の場合 ②の場合	K _{Pu238}	2.91×10 ¹⁰ 2.91×10 ¹⁰	K _{Pu239}	1.15×10 ⁸ 1.15×10 ⁸	K _{Pu240}	4.19×10 ⁸ 4.19×10 ⁸	K _{Pu241}	3.43×10 ⁹ 3.43×10 ⁹	K _{Pu242}	7.03×10 ⁶ 7.03×10 ⁶	K _{Ce144}	5.85×10 ⁸ 4.24×10 ⁹	K _{Am241}	7.36×10 ⁸ 5.33×10 ⁹	K _{Cm242}	8.79×10 ¹⁰ 6.37×10 ¹¹	K _{Cm244}	1.12×10 ¹⁰ 8.09×10 ¹⁰	<p>第Ⅱ-1-(1)-ロ表 CPFにおける核燃料物質の主要核種組成に係る制限値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">D</td> <td>$D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Ce144} \times K_{Ce144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$</td> </tr> <tr> <td>制限値 (S)</td> <td>① 使用済燃料及び照射済燃料ビン：9.2×10⁸ ② <u>1F燃料デブリ（ただし1F燃料デブリ1gをPu 5gとみなす）</u>： 5.40×10⁹ ③ ①、②以外（未照射MOXペレット等）：1.08×10⁹</td> </tr> <tr> <td>パラメータ</td> <td style="text-align: center;">定義</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu238}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²³⁸Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu239}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²³⁹Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu240}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴⁰Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu241}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴¹Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Pu242}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴²Pu重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Ce144}</td> <td>Pu 1 gに含まれる¹⁴⁴Ce重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Am241}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴¹Am重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Cm242}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴²Cm重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>X_{Cm244}</td> <td>Pu 1 gに含まれる²⁴⁴Cm重量 (g)</td> </tr> <tr> <td>係数</td> <td>①の場合 ②、③の場合</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu238}</td> <td>2.91×10¹⁰ 2.91×10¹⁰</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu239}</td> <td>1.15×10⁸ 1.15×10⁸</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu240}</td> <td>4.19×10⁸ 4.19×10⁸</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu241}</td> <td>3.43×10⁹ 3.43×10⁹</td> </tr> <tr> <td>K_{Pu242}</td> <td>7.03×10⁶ 7.03×10⁶</td> </tr> <tr> <td>K_{Ce144}</td> <td>5.85×10⁸ 4.24×10⁹</td> </tr> <tr> <td>K_{Am241}</td> <td>7.36×10⁸ 5.33×10⁹</td> </tr> <tr> <td>K_{Cm242}</td> <td>8.79×10¹⁰ 6.37×10¹¹</td> </tr> <tr> <td>K_{Cm244}</td> <td>1.12×10¹⁰ 8.09×10¹⁰</td> </tr> </table>	D	$D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Ce144} \times K_{Ce144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$	制限値 (S)	① 使用済燃料及び照射済燃料ビン：9.2×10 ⁸ ② <u>1F燃料デブリ（ただし1F燃料デブリ1gをPu 5gとみなす）</u> ： 5.40×10 ⁹ ③ ①、②以外（未照射MOXペレット等）：1.08×10 ⁹	パラメータ	定義	X _{Pu238}	Pu 1 gに含まれる ²³⁸ Pu重量 (g)	X _{Pu239}	Pu 1 gに含まれる ²³⁹ Pu重量 (g)	X _{Pu240}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁰ Pu重量 (g)	X _{Pu241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Pu重量 (g)	X _{Pu242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Pu重量 (g)	X _{Ce144}	Pu 1 gに含まれる ¹⁴⁴ Ce重量 (g)	X _{Am241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Am重量 (g)	X _{Cm242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Cm重量 (g)	X _{Cm244}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁴ Cm重量 (g)	係数	①の場合 ②、③の場合	K _{Pu238}	2.91×10 ¹⁰ 2.91×10 ¹⁰	K _{Pu239}	1.15×10 ⁸ 1.15×10 ⁸	K _{Pu240}	4.19×10 ⁸ 4.19×10 ⁸	K _{Pu241}	3.43×10 ⁹ 3.43×10 ⁹	K _{Pu242}	7.03×10 ⁶ 7.03×10 ⁶	K _{Ce144}	5.85×10 ⁸ 4.24×10 ⁹	K _{Am241}	7.36×10 ⁸ 5.33×10 ⁹	K _{Cm242}	8.79×10 ¹⁰ 6.37×10 ¹¹	K _{Cm244}	1.12×10 ¹⁰ 8.09×10 ¹⁰	<p>・核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付原規規発2302066号）に基づき、1F燃料デブリの主要核種組成に係る制限値を追加するため。</p> <p>・核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付原規規発2302066号）に基づき、1F燃料デブリの主要核種組成に係る制限値を追加するため。</p>
D	$D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Ce144} \times K_{Ce144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$																																																																																									
制限値 (S)	① 使用済燃料及び照射済燃料ビン：9.2×10 ⁸ ② ①以外（未照射MOXペレット等）：1.08×10 ⁹																																																																																									
パラメータ	定義																																																																																									
X _{Pu238}	Pu 1 gに含まれる ²³⁸ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu239}	Pu 1 gに含まれる ²³⁹ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu240}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁰ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Ce144}	Pu 1 gに含まれる ¹⁴⁴ Ce重量 (g)																																																																																									
X _{Am241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Am重量 (g)																																																																																									
X _{Cm242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Cm重量 (g)																																																																																									
X _{Cm244}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁴ Cm重量 (g)																																																																																									
係数	①の場合 ②の場合																																																																																									
K _{Pu238}	2.91×10 ¹⁰ 2.91×10 ¹⁰																																																																																									
K _{Pu239}	1.15×10 ⁸ 1.15×10 ⁸																																																																																									
K _{Pu240}	4.19×10 ⁸ 4.19×10 ⁸																																																																																									
K _{Pu241}	3.43×10 ⁹ 3.43×10 ⁹																																																																																									
K _{Pu242}	7.03×10 ⁶ 7.03×10 ⁶																																																																																									
K _{Ce144}	5.85×10 ⁸ 4.24×10 ⁹																																																																																									
K _{Am241}	7.36×10 ⁸ 5.33×10 ⁹																																																																																									
K _{Cm242}	8.79×10 ¹⁰ 6.37×10 ¹¹																																																																																									
K _{Cm244}	1.12×10 ¹⁰ 8.09×10 ¹⁰																																																																																									
D	$D = X_{Pu238} \times K_{Pu238} + X_{Pu239} \times K_{Pu239} + X_{Pu240} \times K_{Pu240} + X_{Pu241} \times K_{Pu241} + X_{Pu242} \times K_{Pu242} + X_{Ce144} \times K_{Ce144} + X_{Am241} \times K_{Am241} + X_{Cm242} \times K_{Cm242} + X_{Cm244} \times K_{Cm244}$																																																																																									
制限値 (S)	① 使用済燃料及び照射済燃料ビン：9.2×10 ⁸ ② <u>1F燃料デブリ（ただし1F燃料デブリ1gをPu 5gとみなす）</u> ： 5.40×10 ⁹ ③ ①、②以外（未照射MOXペレット等）：1.08×10 ⁹																																																																																									
パラメータ	定義																																																																																									
X _{Pu238}	Pu 1 gに含まれる ²³⁸ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu239}	Pu 1 gに含まれる ²³⁹ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu240}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁰ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Pu242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Pu重量 (g)																																																																																									
X _{Ce144}	Pu 1 gに含まれる ¹⁴⁴ Ce重量 (g)																																																																																									
X _{Am241}	Pu 1 gに含まれる ²⁴¹ Am重量 (g)																																																																																									
X _{Cm242}	Pu 1 gに含まれる ²⁴² Cm重量 (g)																																																																																									
X _{Cm244}	Pu 1 gに含まれる ²⁴⁴ Cm重量 (g)																																																																																									
係数	①の場合 ②、③の場合																																																																																									
K _{Pu238}	2.91×10 ¹⁰ 2.91×10 ¹⁰																																																																																									
K _{Pu239}	1.15×10 ⁸ 1.15×10 ⁸																																																																																									
K _{Pu240}	4.19×10 ⁸ 4.19×10 ⁸																																																																																									
K _{Pu241}	3.43×10 ⁹ 3.43×10 ⁹																																																																																									
K _{Pu242}	7.03×10 ⁶ 7.03×10 ⁶																																																																																									
K _{Ce144}	5.85×10 ⁸ 4.24×10 ⁹																																																																																									
K _{Am241}	7.36×10 ⁸ 5.33×10 ⁹																																																																																									
K _{Cm242}	8.79×10 ¹⁰ 6.37×10 ¹¹																																																																																									
K _{Cm244}	1.12×10 ¹⁰ 8.09×10 ¹⁰																																																																																									
<p>第Ⅱ-1-(1)-ハ表～第Ⅱ-2-(1)表 (省略)</p>	<p>第Ⅱ-1-(1)-ハ表～第Ⅱ-2-(1)表 (変更なし)</p>																																																																																									

変更前	変更後	変更理由																																																
<p style="text-align: center;">第Ⅱ-2-(2)表 CPFの最大貯蔵能力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設 備</th> <th style="width: 60%;">最大貯蔵能力</th> <th style="width: 25%;">基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピン貯蔵ビッド (CA-2セル下部)</td> <td> ①燃料ピンの場合(注1) 81本/基 ②不溶性残渣の場合(注2) 220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料(④を除く) 220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基 ただし、①、②、③、④は1基内に混在させない。 </td> <td style="text-align: center;">4基</td> </tr> <tr> <td>固化体貯蔵ビッド (CB-3セル下部)</td> <td>ガラス固化体(注3) 3体/基 220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) (注4)</td> <td style="text-align: center;">16基</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム貯蔵庫 (貯蔵室)</td> <td style="text-align: center;">220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基</td> <td style="text-align: center;">24基 (注5)</td> </tr> <tr> <td>ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)</td> <td style="text-align: center;">350g (²³⁵U) / 基</td> <td style="text-align: center;">24基 (注5)</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン、劣化ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">10基</td> </tr> <tr> <td>セル内貯蔵施設(1)</td> <td style="text-align: center;">220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) (注6)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>セル内貯蔵施設(2)</td> <td style="text-align: center;">220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) (注7)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 高速実験炉「常陽」の初期装荷用炉心燃料及び照射炉心燃料(特殊燃料を含む。。「常陽」の特殊燃料の場合は1本を2本相当として管理。 (注2) 不溶性残渣は、全量プルトニウムとみなして管理。 (注3) ガラス固化体1体の概略寸法:約8cmφ×約60cmH、約11cmφ×約70cmH (注4) CB-1~5セル、物性評価セル及び固化体貯蔵ビッドの合計量 (注5) 各貯蔵庫(24基)間には相互干渉により危険が生じないよう31cm以上の距離を確保して管理する。 (注6) CA-4セル使用設備との合計量 (注7) CA-5セル使用設備との合計量</p> <p>第Ⅱ-2-(3)表~第Ⅱ-7表 (省略)</p>	設 備	最大貯蔵能力	基数	ピン貯蔵ビッド (CA-2セル下部)	①燃料ピンの場合(注1) 81本/基 ②不溶性残渣の場合(注2) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料(④を除く) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ただし、①、②、③、④は1基内に混在させない。	4基	固化体貯蔵ビッド (CB-3セル下部)	ガラス固化体(注3) 3体/基 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注4)	16基	プルトニウム貯蔵庫 (貯蔵室)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基	24基 (注5)	ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	350g (²³⁵ U) / 基	24基 (注5)	天然ウラン、劣化ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	—	10基	セル内貯蔵施設(1)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注6)	—	セル内貯蔵施設(2)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注7)	—	<p style="text-align: center;">第Ⅱ-2-(2)表 CPFの最大貯蔵能力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">設 備</th> <th style="width: 60%;">最大貯蔵能力</th> <th style="width: 25%;">基数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ピン貯蔵ビッド (CA-2セル下部)</td> <td> ①燃料ピン(注1) 81本/基 ②不溶性残渣(注2) 220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料(④を除く) 220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基 ⑤IF燃料デブリ(注3) 1g (Pu+U) / 4基 ただし、①と他の燃料(②、③、④及び⑤)は1基内に混在させない。また、他の燃料(②、③、④及び⑤)は合わせて220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U)を超えない。 </td> <td style="text-align: center;">4基</td> </tr> <tr> <td>固化体貯蔵ビッド (CB-3セル下部)</td> <td>ガラス固化体(注4) 3体/基 220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) (注5)</td> <td style="text-align: center;">16基</td> </tr> <tr> <td>プルトニウム貯蔵庫 (貯蔵室)</td> <td style="text-align: center;">220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) / 基</td> <td style="text-align: center;">24基 (注6)</td> </tr> <tr> <td>ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)</td> <td style="text-align: center;">350g (²³⁵U) / 基</td> <td style="text-align: center;">24基 (注6)</td> </tr> <tr> <td>天然ウラン、劣化ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">10基</td> </tr> <tr> <td>セル内貯蔵施設(1)</td> <td style="text-align: center;">220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) (注7)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>セル内貯蔵施設(2)</td> <td style="text-align: center;">220g (Pu+²³⁹U+²³⁵U) (注8)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 高速実験炉「常陽」の初期装荷用炉心燃料及び照射炉心燃料(特殊燃料を含む。。「常陽」の特殊燃料の場合は1本を2本相当として管理。 (注2) 不溶性残渣は、全量プルトニウムとみなして管理。 (注3) 施設の受入れ時には、受入れ試料全体の重量(IFで測定した重量)をプルトニウムとして取り扱う。また、金属等の不燃容器内で取り扱う。 (注4) ガラス固化体1体の概略寸法:約8cmφ×約60cmH、約11cmφ×約70cmH (注5) CB-1~5セル、物性評価セル及び固化体貯蔵ビッドの合計量 (注6) 各貯蔵庫(24基)間には相互干渉により危険が生じないよう31cm以上の距離を確保して管理する。 (注7) CA-4セル使用設備との合計量 (注8) CA-5セル使用設備との合計量</p> <p>第Ⅱ-2-(3)表~第Ⅱ-7表 (変更なし)</p>	設 備	最大貯蔵能力	基数	ピン貯蔵ビッド (CA-2セル下部)	①燃料ピン(注1) 81本/基 ②不溶性残渣(注2) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料(④を除く) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ⑤IF燃料デブリ(注3) 1g (Pu+U) / 4基 ただし、①と他の燃料(②、③、④及び⑤)は1基内に混在させない。また、他の燃料(②、③、④及び⑤)は合わせて220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)を超えない。	4基	固化体貯蔵ビッド (CB-3セル下部)	ガラス固化体(注4) 3体/基 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注5)	16基	プルトニウム貯蔵庫 (貯蔵室)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基	24基 (注6)	ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	350g (²³⁵ U) / 基	24基 (注6)	天然ウラン、劣化ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	—	10基	セル内貯蔵施設(1)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注7)	—	セル内貯蔵施設(2)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注8)	—	<p>・記載の適正化(表現の見直し)</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付原規規発2302066号)に基づき、IF燃料デブリに係る最大貯蔵能力を追加するため。</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付原規規発2302066号)に基づき、燃料ピン以外の核燃料物質について運用方法を変更したため。</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付原規規発2302066号)に基づき、IF燃料デブリの受入れ時の取扱いを追加するため。</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付原規規発2302066号)に基づき、IF燃料デブリは不燃性容器内で取り扱うことを明確化するため。</p>
設 備	最大貯蔵能力	基数																																																
ピン貯蔵ビッド (CA-2セル下部)	①燃料ピンの場合(注1) 81本/基 ②不溶性残渣の場合(注2) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料(④を除く) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ただし、①、②、③、④は1基内に混在させない。	4基																																																
固化体貯蔵ビッド (CB-3セル下部)	ガラス固化体(注3) 3体/基 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注4)	16基																																																
プルトニウム貯蔵庫 (貯蔵室)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基	24基 (注5)																																																
ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	350g (²³⁵ U) / 基	24基 (注5)																																																
天然ウラン、劣化ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	—	10基																																																
セル内貯蔵施設(1)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注6)	—																																																
セル内貯蔵施設(2)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注7)	—																																																
設 備	最大貯蔵能力	基数																																																
ピン貯蔵ビッド (CA-2セル下部)	①燃料ピン(注1) 81本/基 ②不溶性残渣(注2) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ③燃料ピン被覆管に封入されていない燃料(④を除く) 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ④軽水炉及び「ふげん」の燃料 10g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基 ⑤IF燃料デブリ(注3) 1g (Pu+U) / 4基 ただし、①と他の燃料(②、③、④及び⑤)は1基内に混在させない。また、他の燃料(②、③、④及び⑤)は合わせて220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U)を超えない。	4基																																																
固化体貯蔵ビッド (CB-3セル下部)	ガラス固化体(注4) 3体/基 220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注5)	16基																																																
プルトニウム貯蔵庫 (貯蔵室)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) / 基	24基 (注6)																																																
ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	350g (²³⁵ U) / 基	24基 (注6)																																																
天然ウラン、劣化ウラン貯蔵庫 (貯蔵室)	—	10基																																																
セル内貯蔵施設(1)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注7)	—																																																
セル内貯蔵施設(2)	220g (Pu+ ²³⁹ U+ ²³⁵ U) (注8)	—																																																

変 更 前	変 更 後	変更理由
<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第12条 (省略)</p> <p>(使用を終了し維持管理中の設備の管理)</p> <p>第12条の2 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備(パルスコラム装置、リサイクル処理装置、オフガス処理装置、トンネル、熱処理炉、ペレット研削装置、粉末成形装置、焼結装置、アルゴンガス循環精製装置、酸蒸気処理装置、移載台車及び燃料要素洗浄設備)を施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。</p> <p>第3章第13条～第5章第29条 (省略)</p> <p>第Ⅲ-1-(1)表～第Ⅲ-1-(4)表 (省略)</p>	<p>第Ⅲ編 プルトニウム燃料技術開発センターの管理</p> <p>第1章第1条～第3章第12条 (変更なし)</p> <p>(使用を終了し維持管理中の設備の管理)</p> <p>第12条の2 核燃料管理者は、使用を終了し維持管理中の設備(パルスコラム装置、リサイクル処理装置、オフガス処理装置、トンネル、熱処理炉、ペレット研削装置、粉末成形装置、焼結装置、アルゴンガス循環精製装置、酸蒸気処理装置、<u>ガスクロマトグラフ</u>、移載台車及び燃料要素洗浄設備)を施設管理実施計画、設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより点検しなければならない。</p> <p>第3章第13条～第5章第29条 (変更なし)</p> <p>第Ⅲ-1-(1)表～第Ⅲ-1-(4)表 (変更なし)</p>	<p>第12条の2</p> <p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、ガスクロマトグラフを維持管理中の設備として管理するため。</p>

変更前						変更後						変更理由
第三-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における 臨界管理ユニットごとの制限量(その1) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第三-1-(5)表 プルトニウム燃料第一開発室工程における 臨界管理ユニットごとの制限量(その1) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						・核燃料物質使用変更許可 (令和5年2月6日付け原 規規発第2302066号)を受 け、核燃料物質を可搬型中性 子線非破壊測定装置で取り 扱うため。
部屋 番号	臨界管理 ユニット	グローブボックス 等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	部屋 番号	臨界管理 ユニット	グローブボックス 等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	
R-116 R-118 R-120	G115	115A、115B、115C、 115D、H-115、OP-116、 ヘリウムリーク試験 機、少量試料用可搬型 中性子線・γ線非破壊 分析装置、工業用X線 装置、ワイヤ巻付装置、 超音波検査装置、定盤 及び燃料棒一時保管棚	2.6	乾燥系		R-116 R-118 R-120	G115	115A、115B、115C、 115D、H-115、OP-116、 ヘリウムリーク試験 機、少量試料用可搬型 中性子線・γ線非破壊 分析装置、 <u>可搬型中性 子線非破壊測定装置</u> 、 工業用X線装置、ワイ ヤ巻付装置、超音波検 査装置、定盤及び燃料 棒一時保管棚	2.6	乾燥系		
R-124	H011	H-2	16 (mgPu*)	減速系		R-124	H011	H-2	16 (mgPu*)	減速系		
R-125	G106	106	2.6	乾燥系		R-125	G106	106	2.6	乾燥系		
	G201	201A、201B	2.6	乾燥系			G201	201A、201B	2.6	乾燥系		
	G202	202	2.6	乾燥系			G202	202	2.6	乾燥系		
	G121	121	2.6	乾燥系			G121	121	2.6	乾燥系		
	G122	122	2.6	乾燥系			G122	122	2.6	乾燥系		
	G002	61-1 61-2	0.22	減速系			G002	61-1 61-2	0.22	減速系		
R-129	G056	56	0.70	乾燥系		R-129	G056	56	0.70	乾燥系		
	G057	57	0.40	乾燥系			G057	57	0.40	乾燥系		
	G065	65	1.10	乾燥系			G065	65	1.10	乾燥系		
※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。						※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。						

変更前					変更後					変更理由
第三-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量(貯蔵庫等) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$					第三-1-(6)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量(貯蔵庫等) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$					
部屋番号	臨界管理ユニット	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	部屋番号	臨界管理ユニット	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	
C-119	T018~T024 T025~T028 T031~T048	22.2/棚	半乾燥系	低富化MOX	C-119	T018~T024 T025~T028 T031~T048	22.2/棚	半乾燥系	低富化MOX	
	T049~T066	9.3/棚	半乾燥系	高富化MOX		T049~T066	9.3/棚	半乾燥系	高富化MOX	
C-121	T001~T017, R004	4.6/棚	半乾燥系	Pu(90%Pu ⁴)	C-121	T001~T017, R004	4.6/棚	半乾燥系	Pu(90%Pu ⁴)	
	S001~S009 S013~S030 S038~S068 S110~S112 S131~S137 S161~S166 R011~R028 R034~R040	4.6/棚	半乾燥系	Pu(90%Pu ⁴)又は PuO ₂ 原料粉/棚		S001~S009 S013~S030 S038~S068 S110~S112 S131~S137 S161~S166 R011~R028 R034~R040	4.6/棚	半乾燥系	Pu(90%Pu ⁴)又は PuO ₂ 原料粉/棚	
	B001~B056	7.8/筒	半乾燥系			B001~B056	7.8/筒	半乾燥系		
	X001	7.8	半乾燥系	その他の工程等と共用		X001	7.8	半乾燥系	その他の工程等と共用	
	T101~T352	0.53 (²³⁵ U)/棚	半乾燥系	ウラン濃縮度 20%未満 ^{注2)}		T101~T352	0.53 (²³⁵ U)/棚	半乾燥系	ウラン濃縮度 20%未満 ^{注2)}	
	G203 ^{注3)}	14.4	減速系			G203 ^{注3)}	14.4	減速系		
C-130	A116~A185	1体/筒	—		C-130	A116~A185	1体/筒	—		
注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) ウラン缶(鋼板製、内径:約16cm、高さ:約23cm)を用いてウラン貯蔵棚に貯蔵する。 注3) 1ドラム缶又はコンテナ当たり、200gPu*以下のものを貯蔵する。 注4) %は、質量分率を示す。					注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。 注2) ウラン缶(鋼板製、内径:約16cm、高さ:約23cm)を用いてウラン貯蔵棚に貯蔵する。 注3) 1ドラム缶又はコンテナ当たり、200gPu*以下のものを貯蔵する。 注4) %は、質量分率を示す。					
※ プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の系区分は、水分含有率が5%未満のものを半乾燥系といい、水分含有率が5%以上のものを減速系という。%は、質量分率を示す。 ※※ プルトニウム燃料第二開発室における核物質区分は、以下のとおりとする。 ・低富化MOXとはPu富化度が5.0%以下、ウラン濃縮度が1.5%以下のものとする。 ・高富化MOXとはPu富化度が40.0%以下、ウラン濃縮度が40.0%以下のものとする。 ・転換MOXとはPu富化度が55.0%以下、ウラン濃縮度が15.0%以下のものとする。 ・Pu(90%Pu ⁴)とは核分裂性物質濃度が60.0%以上又は濃度が確認されていないものとする。 ・PuO ₂ 原料粉とは密度4.5g/cm ³ 未満、水分吸着率5%未満で、Pu同位体組成が ²³⁹ Pu:80%以下、 ²⁴⁰ Pu:10%以上、 ²⁴¹ Pu:10%以下のものとする。 ・%は、質量分率を示す。					※ プルトニウム燃料第二開発室における核燃料物質の系区分は、水分含有率が5%未満のものを半乾燥系といい、水分含有率が5%以上のものを減速系という。%は、質量分率を示す。 ※※ プルトニウム燃料第二開発室における核物質区分は、以下のとおりとする。 ・低富化MOXとはPu富化度が5.0%以下、ウラン濃縮度が5.0%以下のものとする。 ・高富化MOXとはPu富化度が40.0%以下、ウラン濃縮度が40.0%以下のものとする。 ・転換MOXとはPu富化度が55.0%以下、ウラン濃縮度が15.0%以下のものとする。 ・Pu(90%Pu ⁴)とは核分裂性物質濃度が60.0%以上又は濃度が確認されていないものとする。 ・PuO ₂ 原料粉とは密度4.5g/cm ³ 未満、水分吸着率5%未満で、Pu同位体組成が ²³⁹ Pu:80%以下、 ²⁴⁰ Pu:10%以上、 ²⁴¹ Pu:10%以下のものとする。 ・%は、質量分率を示す。					・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、ウラン濃縮度が5.0%以下までの核燃料物質を取り扱うため。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																																							
<p>第三-1-(7)表~第三-1-(8)表 (省略)</p> <p>第三-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量(回収設備) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量^{注1)}(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>その他の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F-101</td> <td>D025</td> <td>D-25</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td>D027</td> <td>D-27</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td>D031</td> <td>D-31</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">F-103</td> <td><u>D001</u></td> <td><u>D-1</u></td> <td><u>6.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td><u>D003</u></td> <td><u>D-3</u></td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td><u>D005</u></td> <td><u>D-5</u></td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td><u>D007</u></td> <td><u>D-7</u></td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td><u>D009</u></td> <td><u>D-9</u></td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td><u>D011</u></td> <td><u>D-11</u></td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td><u>D013</u></td> <td><u>D-13</u></td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td><u>D015</u></td> <td><u>D-15</u></td> <td><u>3.0</u></td> <td><u>半乾燥系</u></td> <td><u>高富化MOX</u></td> </tr> <tr> <td>A-104</td> <td>W008</td> <td>W-8-1、W-8-2、T-6</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>低富化MOX</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。</p>	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX	F-103	<u>D001</u>	<u>D-1</u>	<u>6.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	<u>D003</u>	<u>D-3</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	<u>D005</u>	<u>D-5</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	<u>D007</u>	<u>D-7</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	<u>D009</u>	<u>D-9</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	<u>D011</u>	<u>D-11</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	<u>D013</u>	<u>D-13</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	<u>D015</u>	<u>D-15</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>	A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX	<p>第三-1-(7)表~第三-1-(8)表 (変更なし)</p> <p>第三-1-(9)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量(回収設備) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部屋番号</th> <th>臨界管理ユニット</th> <th>グローブボックス等番号</th> <th>制限量^{注1)}(kgPu*)</th> <th>系区分</th> <th>その他の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">F-101</td> <td>D025</td> <td>D-25</td> <td>0.22</td> <td>減速系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td>D027</td> <td>D-27</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td>D031</td> <td>D-31</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>高富化MOX</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td>A-104</td> <td>W008</td> <td>W-8-1、W-8-2、T-6</td> <td>3.0</td> <td>半乾燥系</td> <td>低富化MOX</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。</p>	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件	F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX	(削る)						A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX	<p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、回収設備の一部を解体・撤去する設備とするため。</p>
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件																																																																																																				
F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX																																																																																																				
	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX																																																																																																				
	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX																																																																																																				
F-103	<u>D001</u>	<u>D-1</u>	<u>6.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																				
	<u>D003</u>	<u>D-3</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																				
	<u>D005</u>	<u>D-5</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																				
	<u>D007</u>	<u>D-7</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																				
	<u>D009</u>	<u>D-9</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																				
	<u>D011</u>	<u>D-11</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																				
	<u>D013</u>	<u>D-13</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																				
<u>D015</u>	<u>D-15</u>	<u>3.0</u>	<u>半乾燥系</u>	<u>高富化MOX</u>																																																																																																					
A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX																																																																																																				
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	その他の条件																																																																																																				
F-101	D025	D-25	0.22	減速系	高富化MOX																																																																																																				
	D027	D-27	3.0	半乾燥系	高富化MOX																																																																																																				
	D031	D-31	3.0	半乾燥系	高富化MOX																																																																																																				
(削る)																																																																																																									
A-104	W008	W-8-1、W-8-2、T-6	3.0	半乾燥系	低富化MOX																																																																																																				

変 更 前						変 更 後						変更理由
第Ⅲ-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量 (品質管理工程) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第Ⅲ-1-(10)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量 (品質管理工程) $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						・核燃料物質使用変更許可 (令和5年2月6日付け原 規規発第2302066号)を受 け、品質管理工程設備の一部 を解体・撤去する設備とする ため。
部屋 番号	臨界管理 ユニット	グローブボックス 等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備 考	部屋 番号	臨界管理 ユニット	グローブボックス 等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備 考	
C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9を接続	C-101	C011	C-11	0.20	減速系	OP-9を接続	
	<u>C012</u>	<u>C-12</u>	<u>0.20</u>	<u>減速系</u>			<u>(削る)</u>					
	<u>C013</u>	<u>C-13</u>	<u>0.20</u>	<u>減速系</u>			C014	C-14A	0.10	減速系		
	C014	C-14A	0.10	減速系			C015	C-15A	0.10	減速系		
	C015	C-15A	0.10	減速系			C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系		
	C016	C-16 ~ C-18	0.10	減速系			C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6を接続	
	C024	C-15C	0.05	減速系	OP-6を接続		C025	C-14B	0.10	減速系		
	C025	C-14B	0.10	減速系			C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系	
C-102	C020	C-20 ~ C-23	0.20	減速系		C-103	P001	P-1、P-2	0.20	減速系		
C-103	P001	P-1、P-2	0.20	減速系								
C-104		OP-4										

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

※ ユニット内(グローブボックス内)に存在するその他の水分等の安全管理
 本系における構造材等で核燃料物質に含まれない水素等は、反射体として評
 価に含まれており、水分管理の対象外とする。

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

※ ユニット内(グローブボックス内)に存在するその他の水分等の安全管理
 本系における構造材等で核燃料物質に含まれない水素等は、反射体として評
 価に含まれており、水分管理の対象外とする。

変更前						変更後						変更理由
第三-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						第三-1-(11)表 プルトニウム燃料第二開発室における 臨界管理ユニットごとの制限量（その他の工程等） $Pu^* = {}^{239}Pu + {}^{241}Pu + {}^{235}U$						<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受け、解体・撤去が完了したグローブボックスNo.W-4、W-5、W-6-1及びW-6-2に係る記載を削除するため。 核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受け、品質管理工程設備の一部を解体・撤去する設備とするため。 核燃料物質使用変更許可（令和5年2月6日付け原規規発第2302066号）を受け、回収設備の一部を解体・撤去する設備とするため。
部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	部屋番号	臨界管理ユニット	グローブボックス等番号	制限量 ^{注1)} (kgPu*)	系区分	備考	
F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)	F-101	D023	D-23	4.0	半乾燥系	注3)	
	D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)		D029 ^{注2)}	D-29	1.1	半乾燥系	注3)	
A-104	W004	W-4 ^{注4)}	0.22	減速系		(削る)						
	W006	W-6-1 ^{注4)} 、 W-6-2 ^{注4)}	0.22	減速系		F-102	D033	D-33	0.24	減速系	注5)	
F-102	D033	D-33	0.24	減速系	注5)	(削る)						
F-104	W005	W-5 ^{注4)}	0.22	減速系		C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系		
C-122	H005	H-5	11.2	半乾燥系		C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用	
C-125	X001	B-1、B-2	7.8	半乾燥系	貯蔵庫等と共用	F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	
(記載なし)							W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	
F-114	W021	W-21 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX		W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX	
	W023	W-23 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX		W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	
	W025	W-25 ^{注4)}	0.11	減速系	転換MOX		W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系		
	W027	W-27 ^{注4)}	0.22	減速系	転換MOX	C-101	C012	C-12 ^{注4)}	0.20	減速系		
W031	W-31 ^{注4)}	0.20	減速系		C013		C-13 ^{注4)}	0.20	減速系			
(記載なし)						C-217	C027	C-24 ~ C-27 ^{注4)}	0.05	減速系		
C-217	C027	C-24 ~ C-27 ^{注4)}	0.05	減速系			C028	C-28 ^{注4)}	0.05	減速系	OP-10を接続	
(記載なし)						F-103	D001	D-1 ^{注4)}	6.0	半乾燥系	高富化MOX	
(記載なし)							D003	D-3 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
(記載なし)							D005	D-5 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
(記載なし)							D007	D-7 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
(記載なし)							D009	D-9 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
(記載なし)							D011	D-11 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
(記載なし)							D013	D-13 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	
(記載なし)							D015	D-15 ^{注4)}	3.0	半乾燥系	高富化MOX	

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

注2) グローブボックスD-29では、U-Ti合金を粉砕媒体として使用する。

なお、U-Ti合金中の²³⁵Uは、制限量に含めて質量管理を行う。

注3) 高富化MOX、PuO₂原料粉又はPu(90%Pu^{*})とする。

注4) 解体・撤去する設備。

注5) 核燃料物質付着物が収納されている容器の開封、収納物の点検、廃棄物容器の詰め替えを実施する灰化試験室(F-102)の場所を含む。

注6) %は、質量分率を示す。

注1) 核的制限値又は最大取扱量のうち小さい方の値を制限量とし、表示する。

注2) グローブボックスD-29では、U-Ti合金を粉砕媒体として使用する。

なお、U-Ti合金中の²³⁵Uは、制限量に含めて質量管理を行う。

注3) 高富化MOX、PuO₂原料粉又はPu(90%Pu^{*})とする。

注4) 解体・撤去する設備。

注5) 核燃料物質付着物が収納されている容器の開封、収納物の点検、廃棄物容器の詰め替えを実施する灰化試験室(F-102)の場所を含む。

注6) %は、質量分率を示す。

変 更 前	変 更 後	変更理由																																																																																																																																				
<p>第Ⅲ-1-(12)表～第Ⅲ-4-(1)表 (省略)</p> <p>第Ⅲ-4-(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">部屋番号</th> <th colspan="2">固体廃棄施設</th> <th rowspan="2">保管能力^{注1)} (本)</th> </tr> <tr> <th>容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所</th> <th>容器に封入した固体廃棄物を保管する場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">プルトニウム燃料第二開発室</td><td>A-101</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td rowspan="14" style="text-align: center;">188</td></tr> <tr><td>F-101</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>A-104</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-101</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-102</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-103</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-110</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-135</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td><u>C-136</u></td><td style="text-align: center;">=</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>F-102</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td>F-104</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">=</td></tr> <tr><td>C-215</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-217</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-140</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td rowspan="2" style="text-align: center;">1 560</td></tr> <tr><td>C-141</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(記載なし)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 200 Lドラム缶換算。</p>	施設名	部屋番号	固体廃棄施設		保管能力 ^{注1)} (本)	容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所	プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188	F-101	○	—	A-104	○	—	C-101	○	—	C-102	○	—	C-103	○	—	C-110	○	—	C-135	○	○	<u>C-136</u>	=	○	F-102	○	○	F-104	○	=	C-215	○	—	C-217	○	—	C-140	○	○	1 560	C-141	○	○	(記載なし)					<p>第Ⅲ-1-(12)表～第Ⅲ-4-(1)表 (変更なし)</p> <p>第Ⅲ-4-(2)表 プルトニウム燃料第二開発室における固体廃棄物の保管能力</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">部屋番号</th> <th colspan="2">固体廃棄施設</th> <th rowspan="2">保管能力^{注1)} (本)</th> </tr> <tr> <th>容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所</th> <th>容器に封入した固体廃棄物を保管する場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">プルトニウム燃料第二開発室</td><td>A-101</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td><td rowspan="14" style="text-align: center;">188</td></tr> <tr><td>F-101</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>A-104</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-101</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-102</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-103</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-110</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-135</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">=</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">(記載場所変更)</td></tr> <tr><td>F-102</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">=</td><td rowspan="10" style="text-align: center;">1 560</td></tr> <tr><td>F-104</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-215</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-217</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> <tr><td>C-140</td><td style="text-align: center;">=</td><td style="text-align: center;">○^{注2)}</td></tr> <tr><td>C-141</td><td style="text-align: center;">=</td><td style="text-align: center;">○^{注2)}</td></tr> <tr><td><u>A-104</u></td><td style="text-align: center;">=</td><td style="text-align: center;">○</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">1 584</td></tr> <tr><td><u>F-104</u></td><td style="text-align: center;">=</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td><u>C-136</u></td><td style="text-align: center;">=</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">=</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 200 Lドラム缶換算。 注2) コンテナに封入した固体廃棄物のみを保管する。</p>	施設名	部屋番号	固体廃棄施設		保管能力 ^{注1)} (本)	容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所	プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188	F-101	○	—	A-104	○	—	C-101	○	—	C-102	○	—	C-103	○	—	C-110	○	—	C-135	○	=	(記載場所変更)					F-102	○	=	1 560	F-104	○	—	C-215	○	—	C-217	○	—	C-140	=	○ ^{注2)}	C-141	=	○ ^{注2)}	<u>A-104</u>	=	○	1 584	<u>F-104</u>	=	○	<u>C-136</u>	=	○	=					<p>・核燃料物質使用変更許可(令和5年2月6日付け原規規発第2302066号)を受け、プルトニウム燃料第二開発室の固体廃棄施設を増設するため(保管する場所及び保管能力の見直し並びに注釈の追記)。</p>
施設名			部屋番号	固体廃棄施設		保管能力 ^{注1)} (本)																																																																																																																																
	容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所																																																																																																																																				
プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188																																																																																																																																		
	F-101	○	—																																																																																																																																			
	A-104	○	—																																																																																																																																			
	C-101	○	—																																																																																																																																			
	C-102	○	—																																																																																																																																			
	C-103	○	—																																																																																																																																			
	C-110	○	—																																																																																																																																			
	C-135	○	○																																																																																																																																			
	<u>C-136</u>	=	○																																																																																																																																			
	F-102	○	○																																																																																																																																			
	F-104	○	=																																																																																																																																			
	C-215	○	—																																																																																																																																			
	C-217	○	—																																																																																																																																			
	C-140	○	○		1 560																																																																																																																																	
	C-141	○	○																																																																																																																																			
(記載なし)																																																																																																																																						
施設名	部屋番号	固体廃棄施設		保管能力 ^{注1)} (本)																																																																																																																																		
		容器に封入する前の固体廃棄物を保管する場所	容器に封入した固体廃棄物を保管する場所																																																																																																																																			
プルトニウム燃料第二開発室	A-101	○	—	188																																																																																																																																		
	F-101	○	—																																																																																																																																			
	A-104	○	—																																																																																																																																			
	C-101	○	—																																																																																																																																			
	C-102	○	—																																																																																																																																			
	C-103	○	—																																																																																																																																			
	C-110	○	—																																																																																																																																			
	C-135	○	=																																																																																																																																			
	(記載場所変更)																																																																																																																																					
	F-102	○	=		1 560																																																																																																																																	
	F-104	○	—																																																																																																																																			
	C-215	○	—																																																																																																																																			
	C-217	○	—																																																																																																																																			
	C-140	=	○ ^{注2)}																																																																																																																																			
	C-141	=	○ ^{注2)}																																																																																																																																			
<u>A-104</u>	=	○	1 584																																																																																																																																			
<u>F-104</u>	=	○																																																																																																																																				
<u>C-136</u>	=	○																																																																																																																																				
=																																																																																																																																						
<p>第Ⅲ-4-(3)表～第Ⅲ-4-(4) (省略)</p>	<p>第Ⅲ-4-(3)表～第Ⅲ-4-(4) (変更なし)</p>																																																																																																																																					